

## 社会的養護を必要とする子どもの健全な養育環境の整備を 求める意見書

平成6年に我が国が批准した国際連合の児童の権利に関する条約に基づき、あらゆる子どもは、全ての権利を同等に有し、健全に養育を受ける権利を保障されなければならないが、残念ながら、虐待やネグレクトなどにより保護を要する子どもは年々増え続けている。

社会的養護を必要とする子どものうち、里親等の家庭的養護が行われているのは約15%に過ぎず、全国で約3万人を超える子どもが児童養護施設や乳児院での生活となっている。

制度が異なるため単純な比較はできないが、厚生労働省の資料によれば、平成22年前後の状況において、欧米主要国では、おおむね半数以上が家庭的養護であり、また、国際連合の児童の代替的養護に関する指針でも、若い児童、特に3歳未満の児童の代替的養護は家庭を基本とした環境で提供されるべきとされている。

また、政府は、平成23年7月に取りまとめた「社会的養護の課題と将来像」において、施設、グループホーム、里親等の割合をそれぞれおおむね3分の1ずつにする目標を示しており、本市でも平成27年3月に社会的養護の推進に向けた基本方針を策定するなど、各自治体で取組が始められているが、目標の達成のためには新たな制度の導入など、国の積極的な取組・支援が不可欠である。

よって、国におかれては、全ての子どもが、安全で安定した家庭で適切に養育され、発達し、自立を保障される権利を有することに鑑み、「社会的養護の課題と将来像」に示された目標の達成に向け、次の事項について特段の措置を講ぜられるよう強く要望するものである。

- 1 様々な事情で産みの親と生活のできない子どもが、家庭的な環境の中で健やかに育つことができるよう、児童相談所の体制強化や役割の見直しを始めとする児童福祉法の早急な改正を行うこと。
- 2 養子縁組・里親支援に関する民間団体の活用に当たっては許認可制を導入し、健全な団体育成を進めるとともに、養子縁組・里親支援に関する評価機関を設置すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成28年3月18日

議会議長名

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣 宛て  
総務大臣  
厚生労働大臣